

成年後見制度に関する相談窓口について

「将来の金銭管理や財産管理が心配」「成年後見制度を利用したいと考えているが、どのような手続きが必要か」「どこに相談したらいいか」などのお悩みはありませんか。

認知症や障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、成年後見制度や権利擁護支援に関する総合相談窓口として、令和4年7月に市役所長寿介護課内の地域包括支援センターに中核機関を設置しました。ぜひお気軽にご相談ください。

◆中核機関とは

成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援を必要とする人が、必要な時に適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の中心となる機関です。

◆中核機関の取り組み

中核機関には、成年後見制度の利用促進を図るため、以下の4つの機能があります。

（１）広報機能

市民および専門職等に対して、成年後見制度やその利用促進のための普及啓発を行います。チラシやパンフレットの作成、出前講座等を通じて、広く周知を行います。

（２）相談機能

市民や家族に加え、支援者からの成年後見制度の利用などに関する相談に応じ、必要があれば各分野と連携し、支援する体制を整備します。

（３）成年後見制度利用促進機能

●地域体制整備：中核機関が運営する協議会を活用するなど、行政・関係機関・専門職団体との連絡および情報交換により、支援が必要な対象者への早期介入や協力関係の構築を行います。

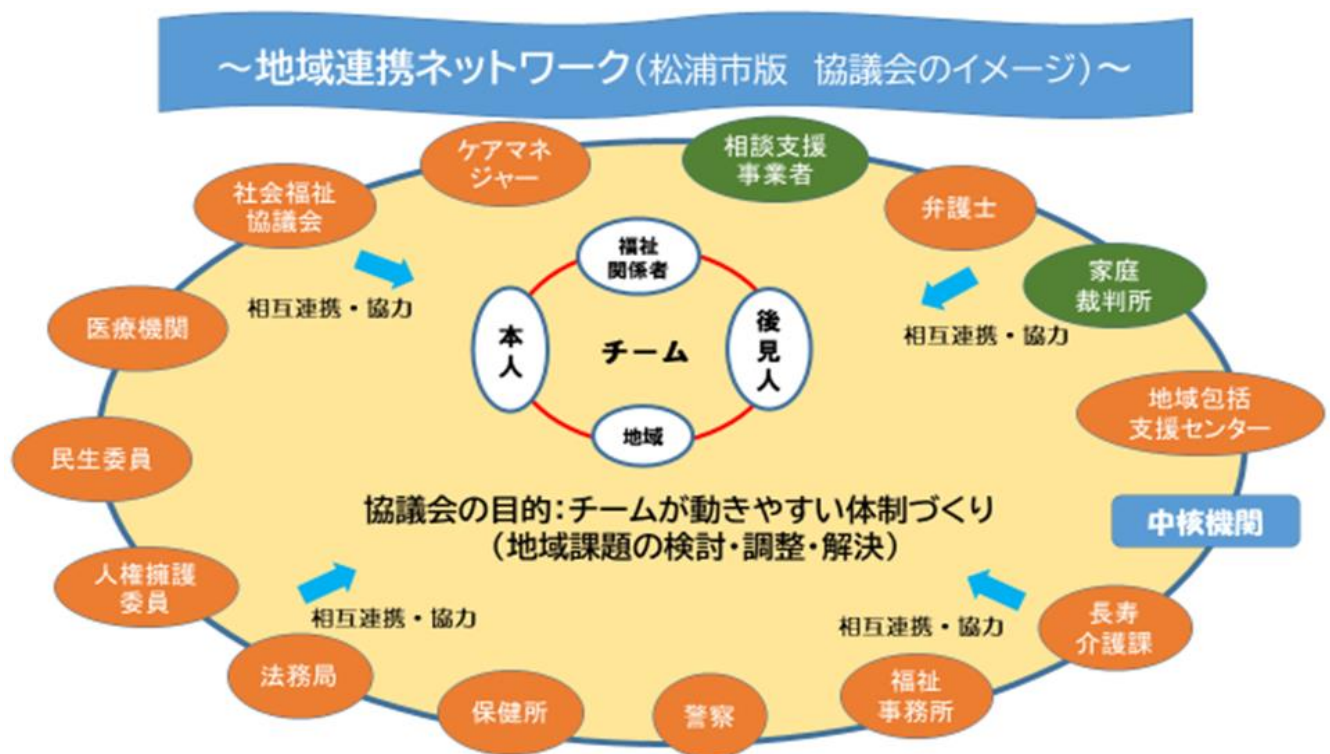
●申立て支援：成年後見制度を利用するための家庭裁判所への申立て支援やそれに伴う支援、調整などを行います。

●受任調整、担い手育成：対象者の状況や状態に合わせた後見人等を決めるための裁判所との連携や後見人等の担い手育成を図る取り組みを行います。

（４）後見人支援機能

後見人等からの相談に応じ助言を行うとともに、関係機関と連携した支援体制の構築ができるよう支援します。

◆権利擁護支援の地域連携ネットワーク（イメージ図）



◆設置場所

住所：松浦市志佐町里免365番地（松浦市長寿介護課内地域包括支援センター）

◆開所時間

月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

◆相談費用

無料

◆相談申込

窓口での相談をご希望の場合、事前にお電話でお申込みください。

電話番号：0956-72-1111（代）